



自然を守り共に生きる

長野県(環境部)プレスリリース 令和7年(2025年)12月17日

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 群馬県前橋市富士見町石井1659番地4
名 称 株式会社エコ・ディスタンス
代表取締役 杉澤 養康

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年12月16日

4 処分の理由

被処分者の役員は、令和7年9月24日に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた株式会社ジャパンクリーン（住所：宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号）の役員であるため、法第7条第5項第4号ホに該当する。

このことにより、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第3号該当）。

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、小松
電話 026-235-7164（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2829
FAX 026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp